

処 分 基 準

平成 27 年 4 月 1 日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第 25 条第 3 項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の消費の許可の取消し
原権者（委任先）：徳島県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第 25 条第 1 項（消費）、同第 50 条の 2 第 1 項（猟銃用火薬類等の特則）
処 分 基 準： 爆発又は燃焼の許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の爆発又は燃焼に伴い事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、爆発又は燃焼前に限り、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先：徳島県警察本部生活安全企画課 （電話 代表 088 - 622 - 3101）
備 考：

